



12月以降の検針分から 水道料金・下水道使用料を 値上げ改定します

水道や下水道は、私たちの暮らしを支える重要な設備です。

安心・安全な水道水を供給し続け、まちの衛生や河川などの水質を守るためには、それぞれの施設の維持管理が必要です。しかし、人口減少や高まる費用により、それを補う安定した財源の確保が喫緊の課題となっています。

市では、令和4年7月から各分野を代表する市民など10人の委員による「柳井市上下水道事業経営審議会」を開催し、今後の水道事業・下水道事業の健全な経営の在り方について6回にわたり議論しました。そして令和5年1月に提出された「柳井市上下水道事業の健全な経営の在り方について（答申）」を踏まえ、水道事業・下水道事業を将来にわたって維持していくため、料金改定（平均改定率：水道料金8.21%・下水道使用料9.11%、12月以降検針分から適用）を行うこととしました。



▲答申書提出の様子(令和5年1月10日)

●問い合わせ

水道課 ☎② 2111 内線 641

下水道課 ☎② 2111 内線 293

安心・安全な水を届ける水道事業

市の水道事業は昭和 15 年度に開始しましたが、当初から水不足に悩まされてきました。これを解消するため、平成 12 年度に柳井地域広域水道企業団から受水を開始しました。しかし、約 30 km 離れた広島県との県境にある弥栄ダムからの導水には約 590 億円という巨費を要したことから水の供給単価が高額とならざるを得ず、その

結果、受水費（市水道事業が支出する企業団から水を買う経費）は総費用の約 50% を占め、このことが経営を圧迫する原因となっています。

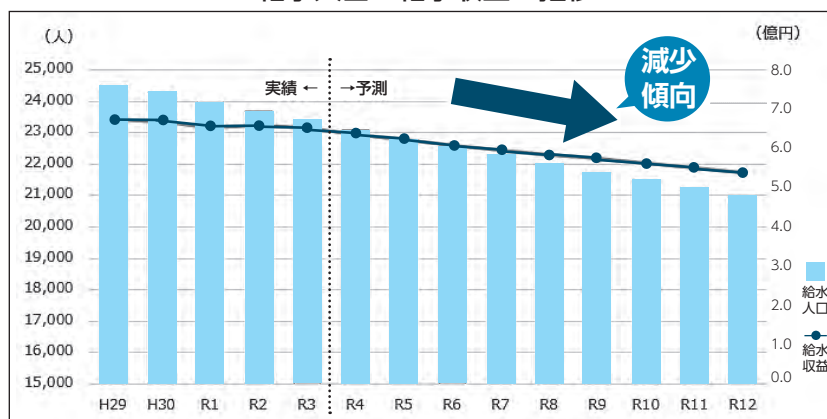
一方で、この導水により水不足の問題は解消され、断水に悩まされることなく、安心・安全な水道水を安定して供給できるようになったことも忘れてはならない事実です。

水道料金値上げの理由

○水道利用者が減少しています

水道を利用できる区域内の人口（給水人口）は、平成 24 年度以降減少傾向にあります。節水型機器が普及することで、水道水の使用量も減少しています。こうしたことから給水収益が減少しています。

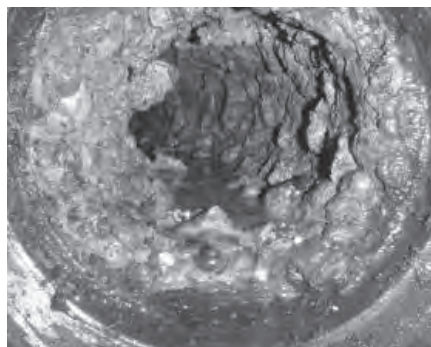
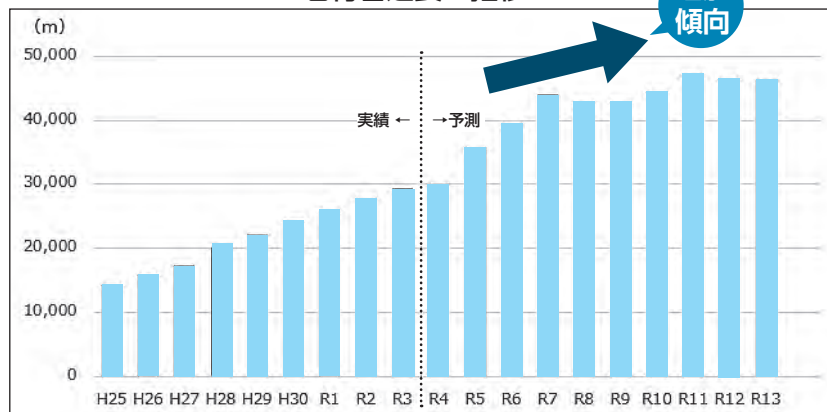
給水人口・給水収益の推移



○施設が老朽化しています

令和 3 年度末時点で整備後 40 年を経過した老朽管は、総延長 175km に対して 29km です。老朽化した水道管は重大な漏水事故や水質事故につながることから、水道管路の更新（取り替え）が必要不可欠です。

老朽管延長の推移



▲古くなった配水管の腐食の様子



▲穴が開いた金属製の水道管。金属製でも老朽化すると穴が開き漏水します。



▲漏水の様子

暮らしの衛生・環境を守る下水道事業

市の下水道事業は公共水域の水質保全、浸水対策および生活環境の改善等を目的に、昭和 61 年度から公共下水道事業、平成 3 年度から農業集落排水事業に着手しました。令和 3 年度までの総事業費は約 360 億円で、その間浄化センター 6 か所、下水道管の総延長約 158km、雨水ポンプ場 3 か所などを整備してきました。

また、平成 17 年と平成 21 年に豪雨災害を経験したことから、現在も東土穂石雨水ポンプ場の整備を進めています。



▲東土穂石雨水ポンプ場完成イメージ



◀▼東土穂石
雨水ポンプ場
工事の様子



下水道使用料値上げの理由

○下水道利用者が減少しています

下水道を利用できる区域（処理区域内）の人口は、平成 27 年度以降年々減少傾向にあります。さらに、節水型機器の普及などにより、使用料の対象となる排水量（有収水量）は減少傾向にあり、それに伴い使用料収入も減少しています。

○健全な事業運営を目指します

汚水の処理は使用料収入によって賄うことが原則です。しかし本市の下水道事業では現在、経費が収入を上回り、必要な維持管理費さえも賄えていません。

令和元年 10 月から開始した上下水道料金一括徴収による職員の削減など効率化に努めていますが、市の一般会計からの補助などを受けて運営せざるを得ない状況です。令和 3 年度決算における補助額は、公共下水道では約 6,500 万円、農業集落排水では約 8,400 万円となっています。

○施設が老朽化しています

下水道事業の開始から 30 年以上が経過し、浄化センターの設備や中継ポンプの計画的な修繕・更新が必要になっています。下水道管の標準的な耐用年数は約 50 年のため、近い将来には大規模な更新の時期を迎えることになります。



◀余田中央浄化センター
(平成 5 年度供用開始)

柳井浄化センター▼▶
(平成 5 年度供用開始)



値上げ改定後の水道料金・下水道使用料

水道・下水道事業の維持・継続に必要な収入を確保するため、下表のとおり水道料金・下水道使用料を改定します。

○水道料金（1月あたり・消費税等 10%込）

		現 行	改定後	改定額
基本料金 (メーター口径)	13mm	1,100 円	改定 なし	0 円
	20mm	1,100 円		
	25mm	1,100 円		
	30mm	1,485 円		
	40mm	2,200 円		
	50mm	6,820 円		
	75mm	10,560 円		
	100mm	14,410 円		
	150mm	33,990 円		
+				
従量料金 (1㎡につき)	10 ㎡まで	93.5 円	132 円	38.5 円
	11 ㎡以上	271.7 円	改定 なし	0 円

○下水道使用料（1月あたり・消費税等 10%込）

		現 行	改定後	改定額
基本水量		10 ㎡	6 ㎡	-
基本使用料 (基本水量まで)		1,430 円	改定 なし	0 円
+				
従 量 使用料 (1 ㎡につき)	6 ㎡超～ 10 ㎡	-	55 円	55 円
	10 ㎡超～ 20 ㎡	176 円	198 円	22 円
	20 ㎡超～	198 円	209 円	11 円

実際の請求は^{ふた}2月分、水道料金・下水道使用料をまとめて行います。

例 水を1月あたり 20 ㎡使用する家庭での水道料金・下水道使用料は次のようになります

	水道料金(口径 13mm)	下水道使用料
現 行	4,752 円 (基本料金 1,100 円 + 従量料金 3,652 円)	3,190 円 (基本使用料 1,430 円 + 従量使用料 1,760 円)
改定後	5,137 円 (基本料金 1,100 円 + 従量料金 4,037 円)	3,630 円 (基本使用料 1,430 円 + 従量使用料 2,200 円)
差 額	385 円	440 円
^{ふた} 2月分	385 円 × 2 カ月 = 770 円の増	440 円 × 2 カ月 = 880 円の増

改定後の水道料金・下水道使用料の適用

偶数月 検針地区は **12月** 以降検針分から

奇数月 検針地区は 令和 6 年 **1月** 以降検針分から

▼12月検針分：主に10月・11月使用分

▼令和6年1月検針分：主に11月・12月使用分

Pick UP

講演会 第19回柳井ひとづくりアカデミー

せかい

明日へ導くメソッド

～柳井のバドミントンがなぜ強いのか～

入場無料
申込不要

女子は全国大会5連覇を達成するなど、躍進が光る柳井商工高等学校バドミントン部。その監督を務める竹光唯至氏と、メンタル面を指導する県スポーツ協会・栗原啓氏が、強さの秘訣^{けつ}を語ります。

●問い合わせ 政策企画課 ☎2111内線 471



柳井商工高等学校
バドミントン部監督
たけみつ ただし
竹光 唯至 氏

日時

7月1日 土

14:00～15:30 / 開場 13:30

場所

アクティブやない

(公財) 山口県スポーツ協会
スポーツメンタルトレーニング
指導士

くりはら ひらく
栗原 啓 氏



第32回
柳井金魚
ちょうちん
祭り

助っ人スタッフ大募集！



祭りの運営や準備に参加しませんか。参加者全員に“特製スタッフポロシャツ”をプレゼント！

○募集内容

	日程(10分前集合)	イベント内容	募集人数
1	7/25 (火) 9:00-12:00	金魚ちょうちん装飾作業	8
2	8/13 (日) 15:00-21:00	イベント補助	5
3	8/13 (日) 15:00-21:30	屋台補助	6
4	8/13 (日) 15:30-21:00	本部・案内所補助	6
5	8/13 (日) 16:00-21:00	清掃エコボランティア	10

○対象 高校生以上で屋外での作業が可能な人

○申込方法 申込書(市ホームページからダウンロード可)に参加希望イベントの番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号、希望するポロシャツのサイズ(SS・S・M・L・LL・3L)を記入して申し込んでください。

○申込期限 7月21日(金)

○その他

- ▼参加者は傷害保険に加入します。
- ▼高校生は必ず保護者の承諾を得てください。
- ▼収集した個人情報は本募集事務以外には使用しません。
- ▼申込多数の場合、他の作業などをお願いする場合があります。

●申込・問い合わせ 柳井金魚ちょうちん祭り
協議会事務局(商工観光課内)

☎2111内線 365

FAX 23 7474

✉ shokokanko@city-yanai.jp